

デジタルコンテンツ等を活用した地域創生プロモーション業務 委託仕様書

1 委託業務名

デジタルコンテンツ等を活用した地域創生プロモーション業務（以下「本業務」）

2 業務目的

兵庫県では、人口減少下においても地域が活力を維持し、県民が将来への希望を持てる社会を実現するため、「兵庫県地域創生戦略」（以下「戦略」）を策定し、若者の県外流出拡大、出生数の減少加速、地域間格差の拡大などの課題解決に向けて、様々な施策を実施している。

戦略の基本理念では、兵庫のポテンシャルを最大限に発揮し、兵庫で働きたい、暮らしたいという希望が叶えられ、自分らしく活躍できる地域を目指している。

本業務では、戦略で描く目指す姿を実践している地域のプレイヤー等の取組をはじめ、地域の情報をデジタルコンテンツとして広く発信することにより、県内外のより多くの若者・ファミリー層が兵庫に触れる機会を創出し、県民の地域創生への取組への参画意識の向上や関係人口の拡大を図る。

3 業務期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託料（上限）

金7,260,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務の内容

本業務の目的達成に向け、広報戦略とそれに基づく広報手法について立案し、委託者と協議して実施すること。広報手法については、内容や媒体及び想定効果など具体的に提案すること。

なお、提案にあたっては、下記（2）の内容を参考としつつ、他に効果的な広報手法があれば提案を妨げるものではない。

（1）広報戦略の策定

兵庫県民だけでなく県外の人も含めた若者・ファミリー層を訴求対象とし、戦略の目指す姿を実践している地域のプレイヤーの取組等を通じて、人や地域の魅力、兵庫で働く・暮らす楽しさなどを効果的・効率的に訴求するための広報戦略を策定すること。また、広報戦略に沿って画期的な広報手法や魅力的な広告デザイン等を提案し、委託者と協議して実施すること。

（2）コンテンツを活用したプロモーションの実施

兵庫に興味を持つきっかけとなるデジタルコンテンツを作成すること。コンテンツ発信は兵庫県が有する地域創生関係メディア、特に県地域創生公式Xアカウント「love_hyogo」を用いて広く効果的に発信する事を想定している。以下、記載の手法①②を参考としつつ、より効果的な手法の提案を行うこと。

なお、業務の実施にあたっては、本プロモーションによる効果検証を実施すること。検証内容については、委託者と協議すること。

① 地域創生PRコンテンツの作成（参考例1）

ア 形式：映像、音声、テキストなどデジタルコンテンツ

イ 内容：地域で活躍するプレイヤーのインタビューや地域の魅力を伝える映像など
地域創生に関連したもの

ウ ターゲット：若者・ファミリー層

エ 作成時期：12月～R8.1月頃（②の実施時期を考慮すること）

② プレゼントキャンペーンの実施（参考例2）

ア 実施内容

①のコンテンツを活用したキャンペーンとし、実施期間は2～3週間程度とすること（期間は提案内容により変更可能）。なお、実施にあたっては、①のコンテンツを体験したユーザーの感想を収集・分析する手法を取り入れるなど、効果検証が可能な設計を検討すること。

また、キャンペーンの参加を促進するため、SNS広告等を活用した効果的な広報戦略を検討、実施すること。

・ターゲット：①と同じ

・実施期間：R8.1月～2月頃（必ず業務期間内に当選者へのプレゼント発送を終えること）

イ プレゼントの選定、購入及び発送

キャンペーンのプレゼント商品の購入、当選者の抽選作業、プレゼント発送は受託者で行うこと。

・プレゼント商品：「五つ星ひょうご」R7年度選定商品

・当選者数：約200名を想定（委託料の中で変更は可能）

※ キャンペーンの動線については、委託者が提案すること。

※ プレゼント商品は変更の可能性あり。

③ その他

ア 提案をする際は、全体イメージを作成し、提示すること。

イ 取材写真撮影・イラスト制作にかかる費用・著作権使用料等は、事業費に含まれるものとする。

ウ 制作する広報物への広告掲載は認めない。

エ ①コンテンツのさらなる活用方法があれば提案すること。

※参考情報

・兵庫県地域創生戦略(2025～2029)、令和7年度アクション・プラン

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/2025chiikisousei/sennryaku.html>

6 業務実施上の留意点

（1）実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を示した実施計画を県に提出すること。

（２）業務の進捗管理

本件業務の進め方について、受託者は県と密に協議・連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

（３）業務の履行に関する措置

- ① 本件業務の履行においては、委託者の指示に従うこと。業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- ② この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。
- ③ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。

（４）成果物の利用（二次利用）

本件業務の成果物にかかる著作権、所有権は、県に帰属し、県は当該成果物を自ら使用するために必要な範囲内において、利用できるものとする。ただし、成果物に含まれる著作物等のうち、受託者又は第三者が従前から保有する権利物に関する権利は、受託者又は当該第三者に留保されるものとし、受託者は当該権利物につき、県がこの契約に従って成果物を使用するために必要な権利処理を行うものとする。なお、広報展開に受託者自らの発行する媒体又は関連する媒体における広告等を含む場合は、受託者は、当該広告を自らの媒体又は関連する媒体のデジタルアーカイブ等に、対価の支払を要することなく掲載することができる。

（５）機密の保持

受託者は本件業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本件業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（６）個人情報の保護

受託者は、本件業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日号外政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年兵庫県条例第44号）並びに兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守しなければならない。

（７）著作権・肖像権

- ① 受託者は、成果物が第三者の所有権や著作権その他の権利を侵害しないことを保証すること。制作に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者において手続を行うこと。費用が発生する場合は、受託者において負担すること。
- ② 受託者は、使用する映像・写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないようにすること。また、その他の映像・写真（風景・画像等）を使用する場合も、著作権の侵害に留意すること。
- ③ BGM等の音楽や画像等の素材の使用に関しては、この契約期間の終了後も、著作

権等の問題が発生しないようにすること。

(8) 再委託

本件業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(9) その他

- ① 受託者は本件業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は本件業務の終了後、実績報告書を作成し、令和8年4月10日（金）までに県に提出すること。
- ③ 本件業務に関する必要な経費はすべて契約金額に含むものとする。
- ④ 県は、受託者の事務の処理状況について、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本件事務の処理に関して受託者に適正な履行を求めることができるものとし、受託者は、特別な理由がない限り、この調査又は報告に応じることとし、この業務の終了後も、業務が終了する日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。この際、受託者は、調査又は報告に応じることができるよう、事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理しておくこととする。
- ⑤ この業務に要した費用の額が契約時の委託料の額を下回ったときは、実際に要した額を委託料の額とする。